

<参考>各種届出書等の記載例

※ 今後、これらの様式が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

○ 給与支払事務所等の開設届出書

開設した給与支払事務所等の所在地の所轄の税務署署名を記載します。

「開設」の内容に応じて該当するものにレ印を付します。

開設した支店等の名称や所在地等を記載します。開業又は法人の設立の場合には、記載の必要はありません。

「開設」の文字を○で囲みます。

所在地については、ビル名、部屋番号まで詳しく記載します。

フリガナを記載します。

「開設」の場合には記載の必要はありません。

（規格A4）

03.06改正

○ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

提出した月（令和7年3月）の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その日の属する月（令和7年4月）支払分の給与等から納期の特例の対象となります。

令7.3支払分
→令7.4.10納期限
令7.4～7.6支払分
→令7.7.10納期限

給与支払事務所等の所在地の所轄の税務署署名を記載します。

所在地については、ビル名、部屋番号まで詳しく記載します。

申請書を提出する日の前6か月間の各月末の人員と各月の給与等の支給総額とを記入してください。この場合、臨時に雇入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。なお、給与支払事務所を開設した直後にこの申請を行う場合には、今後の給与等の支給人員等の見込みを参考として記載します。

国税の滞納又は納付遅延等がある場合には、必ずその理由を記載します。

（規格A4）

03.06改正

○ 退職所得の受給に関する申告書

退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するもの、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。

在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、（ ）内に障害の状態、身体障害者手帳の交付年月日を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。

本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を記載します。

前年以前4年内（その年に確定拠出年金に基づく老齢給付金として支払われる一時金がある場合には、19年内）に支払を受けた退職手当等がある場合には、その退職手当等についての勤続期間を記載します。

この申告書は退職手当等の受給者が作成します。

この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。

退職した年の1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。

支払を受ける退職手当等に特定役員退職手当等又は短期退職手当等が含まれる場合には、その特定役員退職手当等又は短期退職手当等に係る勤続期間を記載してください。

「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。

7年 3月 21日 令和7年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

第1節 退職所得の受給に関する事項

1. 退職所得の受給者（氏名） 山 川 次 郎

2. 退職所得の受給者（住所） 〒100-0002 東京都千代田区有明2-1-1

3. 退職所得の受給者（生年月日） 昭和25年4月31日

4. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

5. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

6. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

7. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

8. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

9. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

10. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

11. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

12. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

13. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

14. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

15. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

16. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

17. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

18. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

19. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

20. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

21. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

22. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

23. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

24. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

25. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

26. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

27. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

28. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

29. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

30. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

31. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

32. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

33. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

34. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

35. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

36. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

37. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

38. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

39. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

40. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

41. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

42. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

43. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

44. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

45. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

46. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

47. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

48. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

49. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

50. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

51. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

52. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

53. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

54. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

55. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

56. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

57. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

58. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

59. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

60. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

61. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

62. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

63. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

64. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

65. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

66. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

67. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

68. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

69. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

70. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

71. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

72. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

73. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

74. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

75. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

76. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

77. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

78. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

79. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

80. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

81. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

82. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

83. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

84. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

85. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

86. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

87. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

88. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

89. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

90. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

91. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

92. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

93. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

94. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

95. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

96. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

97. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

98. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

99. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

100. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

101. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

102. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

103. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

104. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

105. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

106. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

107. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

108. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

109. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

110. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

111. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

112. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

113. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

114. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

115. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

116. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

117. 退職所得の受給者（退職した年の1月1日現在の年齢） 72歳

○ 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

提出先の税務署名を記載します。

令和 7 年 2 月 21 日

「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載します。

誤納を生じた理由を簡記します。

納付書に記載した金額等を記載します。

正しい金額等を記載します。

税務署受付印

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 X-X

電話 03 - XXXX - XXXX

(フリガナ) □ □ カブシキガイシャ

氏名又は名称 □ □ 株 式 会 社

個人番号又は法人番号 X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X | X

(フリガナ) タナカ タロウ

代表者氏名 田 中 太 郎

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする金額 17,867 円

左記の還付される税額は、下記のとおりです。

イ 銀行等 ☒ 金庫・金店 ☐ 本店・本所 ☐ 出 張 所 ☐ 支 店

普通 通 用 口座番号 XXXXXXXX

ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号

ハ 郵便局等窓口

所得の種類	年月別	区 分	人 員	支給金額	税 額	納付年月日 納付先税務署
誤納額の計算内容	退職 6 年 12 月	徴収高計算書に記載したもの (A)	1	17,000,000	68,917	7・1・6 神 田 税務署
		正当計算によるもの (B)	1	17,000,000	51,050	
		差引 (A-B)			17,867	

摘要

添付書類の名称を記載します。また、添付漏れがないかどうか確認してください。

税 理 士 署 名

起案	審 長	副審長	統括官	担当者	整理簿	入 力	通信日付印	確認
・ ・								
決裁							年 月 日	
施行	(簡便)							
管理								
副署								

添付書類

添付書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証